

令和7年度八潮市国民健康保険税のお知らせ

～国保税は国保を支える大切な財源です～

1. 国保税の納税義務者は「世帯主」です

国民健康保険税（国保税）の**納税義務者は、「世帯主」（注1）**となります。

注1 世帯主が国保の被保険者でない場合も、家族が国保に加入していれば「**擬制世帯主**」として課税されます。擬制世帯主の所得は課税対象所得金額には含まれませんが、均等割額の軽減措置の判定基準所得には含まれます。

2. 国保税は次のように計算されます

国保税は、国保加入者の所得や人数等に応じて世帯単位で決まります。

区分	説 明	医療給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分
課税対象年齢		0歳～74歳	0歳～74歳	40歳～64歳
① 所得割額	A（課税対象所得金額）	A × 7.8%	A × 2.5%	A × 2.3%
② 均等割額	被保険者 1 人あたり	35,000円	15,000円	14,000円
課税限度額	1 世帯あたり	650,000円	240,000円	170,000円

A：課税対象所得金額（賦課基準額）とは、令和6年分の**総所得金額等から基礎控除43万円**を差引いた額

（注）合計所得金額が2,400万円を超える方は、段階的に基礎控除額が縮小されます。

①と②の合計が国保の年間額です！！



※上記 **② 均等割額** については、世帯の所得に応じて**7割・5割・2割の軽減**や**未就学児に係る軽減**が適用されます。

詳しくは、別途「**令和7年度八潮市国民健康保険税の軽減・減免制度**」のチラシをご覧ください。

3. 納税通知書に記載の国保税額について

「令和7年1月1日以降の転入者」又は「令和6年分の所得が確認できない方」

↓

所得を把握できていないため、**所得割額の賦課**と**均等割額の軽減判定**をしていません。
所得等の確認ができ次第、更正通知書（税額が変更された納税通知書）を送付しますので、
それまでに納期限を迎えるものは、同封の納付書で納めてください。
また、**所得税等の申告が遅れた場合**も、**今後国保税額が変更になる**場合があります。

4. 年度途中での国保加入・脱退の場合の取扱い

国保税は、**資格が発生した月**から**脱退した月の前月**までの「**月割**」で課税されます。
年度途中で社会保険の加入等で、**国保の資格に異動（加入・脱退）**が生じた場合、
届出していただいた翌月に更正通知書（税額が変更された納税通知書）を送付します。
それまでに納期限を迎えるものは、同封の納付書で納めてください。
加入の届出が遅れた場合も、**国保の資格が発生した月に遡り、**国保税を納めていただきます。

5. 国保税の納付方法

● **特別徴収…「年金からの天引き」** 4月・6月・8月・10月・12月・2月の6回
次の全てに該当する方は、自動的に年金からの天引きが開始されます。

- ① **世帯主が国保に加入していること。**
- ② **世帯内の国保加入者全員が、65歳から74歳であること。**
- ③ **引き落としの対象となる年金が年額18万円以上あり、介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと。**

※特別徴収に該当する方で、口座振替による納付を希望される場合
特別徴収を停止する手続きが必要となります。担当宛にお問い合わせください。

※国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行される場合、国保税が**特別徴収**であっても
後期保険料の支払い開始時は**普通徴収**に切り替わります。

● **普通徴収…「納付書」又は「口座振替」** 6月から翌年3月までの10回
特別徴収に該当しない方は、「納付書」又は「口座振替」により納付となります。

〔普通徴収の納期限・口座振替日〕

期 別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
納 期 限	6月30日	7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	12月25日	2月2日	3月2日	3月25日

※納期限は6月以降の毎月末日になりますが、月末が土日祝の場合はその翌月となる場合がありますのでご了承ください。

※国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行される場合、国保税が**口座振替**であっても
口座は引き継がれないため、**あらためて口座振替の申込みが必要**となります。

お問い合わせ
八潮市役所 国保年金課 保険賦課係
048-996-2111(代) 内線833・834・835